

認定NPO法人東三河後見センター主催

シンポジウム
市民後見の展望Ⅲ
**—市民後見人が活躍できる
地域をめざして—**

日 時：平成27年5月30日(土) 14:30～16:30

場 所：豊川商工会議所2階 Aホール

登壇者：

コーディネーター 弁護士 中村 成人 氏
なかむら しげと

(中村成人法律事務所・東三河後見センター顧問)

シンポジスト

井上 裕一 氏 (市民後見人：法人後見2人、個人後見1人担当)

北沢 悅子 氏 (市民後見人：法人後見3人担当)

工藤 明人 氏 (東三河後見センター事務局長・社会福祉士)

大澤 潤一 氏 (豊川市健康福祉部福祉課長補佐)

なかむら しげと
中村 成人 弁護士の略歴

時習館高校・京都大学法学部卒業

昭和 54 年 国家公務員試験上級職(甲種法律)合格

昭和 55 年 司法試験合格

昭和 56 年 4 月 第 35 期司法修習生

昭和 58 年 4 月 菅生綜合法律事務所勤務弁護士（大阪市北区）

昭和 63 年 4 月 豊橋市にて開業

分担執筆 『逐条民法特別法講座（1）』ぎょうせい

『注解判例民法（総則・物権法）』青林書院

主な関与事件 箕面忠魂碑（みのおちゅうこんひ）訴訟（箕面市側）

社会活動等 愛知大学セクシュアルハラスメントコーディネーター、

社会福祉法人一誠福祉会理事、

豊橋ホスピスを考える会、豊橋東ロータリークラブなどに所属

平成 18 年 11 月より NPO 法人東三河後見センター顧問

事務所 豊橋市大國町 35 番地

中村成人法律事務所 (TEL0532-57-1881, FAX0532-57-1882)

シンポジウム発表要旨「市民後見に新しい生き甲斐を見つけた」

市民後見人 井上裕一

井上裕一です。法人後見2人と個人型後見1人に加えて、法人後見2人の不動産を中心とした財産管理を担当しています。

後見人を引き受けるまでは、後見人の仕事というのは、定期的な身の上の監護と日常の金銭の管理程度と思っていましたが、実際に始めてみると、個人のおかれれた健康状態と財産を適切に把握し、個人の人生を再設計していくという、大きな意義のある仕事という点を感じています。

たとえば、記憶障害がある方は、年金の未納期間が長いため障害年金の受給要件を満たしておらず、おまけに売却が難しい過疎地の土地建物のローンを抱えており、自己破産しか道がないと当初は考えていました。しかし、年金事務所に足しげく通っていると、どうやら過去に年金手帳には載っていない会社で働いた期間があるらしく、その記憶が回復できれば、年金の受給資格が得られることがわかりました。そのため、何とか記憶を取り戻してもらおうと、病院に何度か通ったところ、あるときふと記憶が回復し、無事、障害年金の受給資格を得ることができました。また、裁判所に後見を申し立てる際は、本人の親族関係を把握しなければなりませんが、その際、たまたま親族の方で土地建物を購入してくれる方が見つかり、無事債務を返済し、自己破産を免れ、今後の生活のめどを立てることができました。また、連帯保証人であった親族の方から、とりわけ大きな感謝の言葉をいただくことができました。

こうした一連の手続きをする中で、年金事務所や法務局に何度も通いましたが、とりわけ年金や不動産の売買や登記、さらに戸籍や相続についてかなり勉強になりました。また、医療相談員や社会福祉協議会など医療福祉関係の方々と関わっていくことで、この地域の医療福祉の仕組みについて具体的にイメージを持つことができるようになりました。

それ以外に担当した方では、親から相続した不動産を売却する機会がありました。不動産業者を選択し、売買の価格交渉や契約を結び、売却後に税務申告することで、この地域の都市計画や不動産の価格の相場、建築基準法、相続税法などを調べる必要があり、関連する法律などを深く勉強することができました。

このように、単なる後見活動に加えて、この地域とそれを取り巻く様々なシステムをきわめて具体的に知ることができたことも、大きな意義のあることでした。

この活動を行うまでは、正直、地元豊川には、ただ住んでいるだけという感覚しかありませんでしたが、一市民として生きていく知識がより深く身についた気がします。自分自身老後に漠然とした不安がありましたが、案外この先も何とかなるのではないかと思い始めています。

自分自身は、これまで財産管理的な仕事をすることが多く、身上監護的な部分はほとんど関わっていませんでした。数字や理屈が中心の世界のため、心を失うことが多かったのですが、福祉や社会奉仕と結びつけ、その世界の方々と関わることで、新しい生き甲斐を見出しました。気がします。

シンポジウム発表要旨「市民後見 2年目です」

市民後見人 北沢悦子

<福祉への関心>

福祉への関心を持たせてくれたのは、民生委員をしていた父親だと思っております。親身になってみんなの困りごとの相談を引き受けている姿を子供として誇らしく思ってきました。

そして、私も縁あり障害者施設で15年間勤めさせて頂きました。皆と作業をしながら関わりあうことがどんなに楽しかったことか！朝、元気に顔を合わせられる時、苦手なことが出来て嬉しそうな笑顔を見られた時、良いことばかりではないですが、全てが楽しく、張り合いのあるものでした。

市のある会議の連絡にて、「市民後見人の研修があります。退職された方とか、ある程度お年を召された方とかがよろしいかと…」と聞き、「エッ…私のこと！」と思ってしまいました。後から考えると不思議ですが事実です。

在職中に研修を受け、退職をした年に受任しました。

只今、法人後見3名の財産管理と身上監護をさせていただいております。

<前任者から引き継いだAさん>

85歳・女性・認知症あり

若い頃は、大きな会社の事務係長をされていたそうで、訪問時には、「…会社、事務係長、A」と思い出したように言われます。これがAさんのプライドなんですね。

これも大事なことだと思います。

持ち家、一人住まいでしたが、物盗られ妄想がひどく、一人でいることが出来なくなり成年後見の申立がされたそうです。今は、グループホームにて、行事等にも参加され落ち着いた生活をされております。

私が感動したことは、「施設での決めた時間に就寝してもらっていたところを、Aさんが寝たいと思ってから寝てもらうようにしたところ、おむつがどれ、トイレにも行けるようになった」と職員から聞いたことです。ホームでの対応を有り難い！すごい！と思いました。

<前任者から引き継いだBさん>

40歳・女性・知的障害あり

昨年報告させていただいたので、その後を少し報告させていただきます。
覚えた「バラの花の編み物」をグループホームの世話人さんに誕生日プレゼント

トしていました。そして、今も貯金が楽しみで訪問する度、嬉しそうに通帳確認を一緒にさせてもらっております。

＜社協さんより引き継いだ C さん＞

89歳・女性・認知症、被害妄想あり

アパートにて一人住まいでしたが、被害妄想が増大（階上の住人が毒を撒く等）自宅で寝泊まりが出来なくなり、グループホーム入所となる。入所半年後に社協さんより引継ぎ、後見の申立てをする。

最初お会いした時は、室内でも深々と帽子をかぶり、襟巻もして防護状態でした。アパートの荷物を常に気にしている為（無くなっているのかと…）何回となく一緒にアパートの確認に行きました。半年経つ頃（ホーム入所1年）やっとアパートの家賃のもったいなさを感じ、手放すことを決められました。長引いたのは、Cさんの気持ちを大事にしたいから、気長に見守り、お付き合いをしてきました。そして、いつの間にか帽子と襟巻はなくなりました。又思い出してもいけないと思い、あえてその話はしないことにしております。肺をこじらして入院もしましたが今は元気になりつつあるところかな…と感じます。ホームに伺うと、「来ると言うので待っていたのよ」とニコニコ顔が出るようになりました。この笑顔がいつまでも続く様願っております。こんな時にはこうした仕事のやり甲斐を感じて帰られます。

これからも事務所始め、関係機関の方々のご指示をいただきながら、少しづつ切磋琢磨していくたら幸せと思います。

・シンポジウム

2015.5.30

「市民後見の展望Ⅲ 一市民後見人が活躍できる地域をめざしてー」

NPO 法人東三河後見センター

事務局長 工藤 明人

(個人 3 人、法人 8 人)

1. 東三河後見センターの状況

○東三河後見センターは 2007 (平成 19) 年に初めての法人後見を受任してから、東三河地域 (5 市 2 町 1 村を中心) における成年後見制度の啓発、普及及び成年後見等の受任、市民後見人の養成、支援を行っています。社会福祉関係の専門職に市民後見人を加えて現在までに延べ 87 名の方の支援をしています。

1) 受任件数 67 人 (2015.5 月末現在)

2) 被後見人等の状況・意思能力が不十分な原因

	認知症	知的障がい	精神障がい	合計
平成 25 年度	7	1	1	9
平成 26 年度	6	3	7	16
平成 27 年 5 月 30 日現在	27	33	7	67
累 計	43	35	9	87

3) 支援の状況

○遺産相続、不動産の処分等、福祉以外の専門的な対応が必要となっている。

○精神的疾患を抱えた被後見人等が増加傾向にある。

2. 市民後見人の活動状況

1) 市民後見人の要件

平成 22 年度、23 年度及び 25 年度に実施した、市民後見人養成研修、継続研修の修了者及び東三河市民後見人養成研修の修了者であり、名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している名簿に搭載されている人。

2) 法人後見の後見担当者

名簿搭載者 24 名の内、13 名の方が後見担当者として当法人より任命され活動されています。後見活動 (身上監護・財産管理) については、個々の市民後見人が活動をしている。毎月 4 回 (週 1 回程度)、法人事務所でミーティングを行い、活動内容の振り返りや相談を行っている。

(市民後見人が担当している被後見人等の状況)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認知症	12	3	2	17
知的障がい	12	1	1	14
精神障がい	2	0	0	2
合計	26	4	3	33

3. ばあとなあの状況 (愛知県社会福祉士会の権利擁護(成年後見制度)機関)

1) 専門職後見人

- 一定期間の養成研修を実施し、その研修を修了した者のみを、家庭裁判所に提出する専門職団体の「候補者名簿」に登載する。→専門職後見人としての選任要件
- 受任後は、家庭裁判所への報告書とは別に、所属する専門職団体に対しても報告書の提出が義務付けられ、専門職団体が独自に監督(確認)を行う仕組みとなっており、何か不正が発覚した際には専門職団体として懲戒処分や除名処分を行う権限をもっている
- 大半は本業に従事しながら、成年後見人等の業務を兼務しているため、受任可能件数には限りがあり、既に専門職後見人の担い手不足という問題が表面化してきている。

2) ばあとなあの動向

〈直近のデーター〉

- ・登録者数→146名 (2015.4)
- ・登録者の内、後見人等として活動している人→89名 (2015.1月末現在)
- ・受任件数→238人 【内訳：後見 183件 保佐 42件 補助 13件】
(2015.1月末現在)

成年後見人受任者推薦状況 平成26年度 107件

【107件の内訳：名古屋家庭裁判所 51件、一宮支部 9件、豊橋支部 3件、岡崎支部 2件、半田支部 1件、名古屋市成年後見あんしんセンター 23件、尾張東部成年後見センター 14件、緑区区南部いきいき支援センター 2件、港区東部いきいき支援センター 2件】

4. 市民後見人が地域で活躍できるために

1) 法人後見の専門職として

○安心して取り組めるシステム作り →バックアップ

○支え合いが大切

2) 愛知県社会福祉士会 ばあとなあの専門職後見人として

○他職種との連携

○不安を解決できる、相談できる仲間づくり

シンポジウム発表要旨 「豊川市の現状と課題」

豊川市健康福祉部福祉課 課長補佐 大澤 潤一

豊川市の現状等

1 認知症高齢者数等について (H 27. 4. 1 現在)

(1) 認知症高齢者について

人口 184,944 人 65 歳以上人口 64,708 人

推定認知症高齢者（軽度を含む）：9,700 人（人口の約 15 %）

(2) 障害者について

ア 療育手帳所持者数の推移 1,350 人（増加傾向）

イ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 1,262 人（急激な増加傾向）

2 成年後見制度の認知度について

(1) 高齢者（第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画作成時アンケートより）

ア 内容を知っている。 30 %

イ 名前を聞いたことがある。 35. 6 %

(2) 障害手帳所持者（第 4 期障害福祉計画作成時アンケートより）

ア 療育手帳所持者

① 内容を知っている。 20. 6 %

② 名前を聞いたことがある。 32. 7 %

イ 精神障害者保健福祉手帳所持者

① 内容を知っている。 13. 9 %

② 名前を聞いたことがある。 32. 3 %

3 成年後見制度市長申立、成年後見制度利用支援事業について

(1) 名古屋家庭裁判所管内における市長申立て件数 (H 12~25)

843 件

(2) 豊川市における市長申立て件数 (H 12~25)

4 件

参考 (H 26 : 4 件)

4 平成27年度における豊川市の取組みについて

成年後見制度利用推進検討委員会の設置

目的：本市における現状を踏まえ、課題を抽出し、認知症高齢者や判断能力が不十分な障害者等が地域で安心して日常生活が営めるよう、老人クラブ連合会等の市民団体、学識経験者や関係諸団体、行政で成年後見制度の利用推進に向けた検討を行う。

豊川市成年後見制度利用推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の円滑な利用の仕組みづくり及び成年後見制度の普及・啓発等に関する必要な事項を検討するため、豊川市成年後見制度利用推進検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 成年後見制度の円滑な利用の仕組みづくりに関する事項
- (2) 成年後見制度の普及・啓発の実施体制の整備に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会の構成は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員10名以下をもって構成する

- (1) 学識経験者弁護士1名
- (2) 下記団体の推薦する者各1名
豊川市老人クラブ連合会、豊川市知的障害者育成会、
豊川市肢体不自由児（者）父母の会、豊川市精神障がい者家族会むつみ会
NPO法人東三河後見センター、豊川市障害者相談支援センター、
豊川市地域包括支援センター、豊川市成年後見支援センター
- (3) 豊川市健康福祉部次長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討委員会に会長を置き、豊川市健康福祉部次長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議及び会議録の取扱い)

第7条 検討委員会の会議及び資料は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、検討委員会又は検討委員会の会議及び資料

を公開しないことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部福祉課及び介護高齢課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、検討委員会の所掌事項の検討結果の報告をもって廃止する。

成年後見関係事件の概況

—平成26年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成26年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

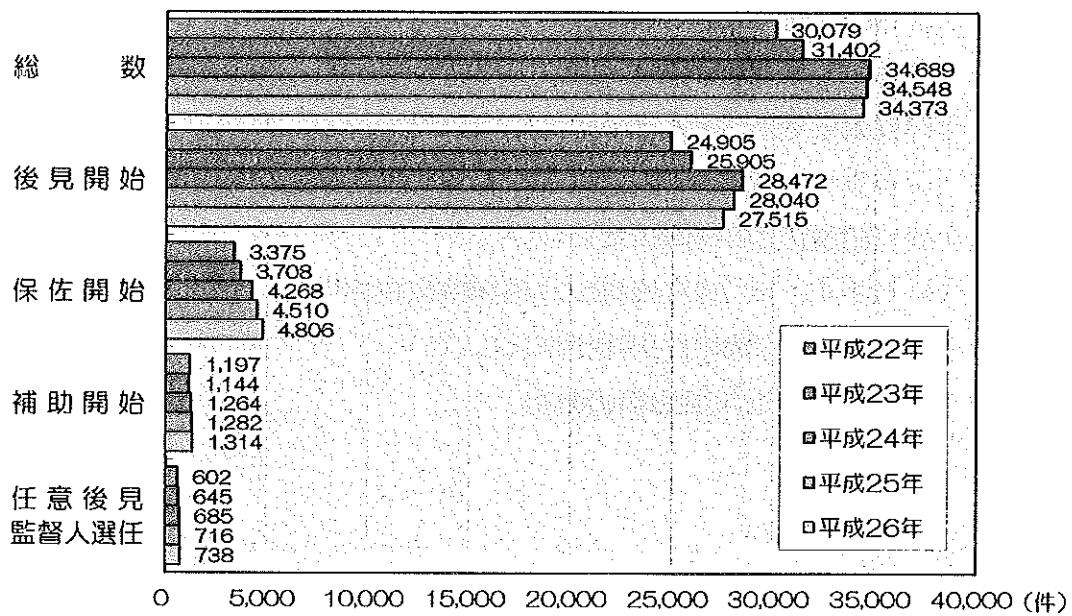
目 次

1	申立件数について	1
	(資料1) 過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について	2
	(資料2) 終局区分別件数	
3	審理期間について	3
	(資料3) 審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について	4
	(資料4) 申立人と本人との関係別件数	
	(資料5) 申立人と本人との関係別件数(家庭裁判所管内別)	
5	本人の男女別・年齢別割合について	6
	(資料6) 本人の男女別・年齢別割合	
6	申立ての動機について	7
	(資料7) 主な申立ての動機別件数	
7	鑑定について	8
	(資料8) 鑑定期間別割合	
	(資料9) 鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について	9
	(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数	
9	成年後見制度の利用者数について	11
	(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移	
参考	後見制度支援信託の利用状況について	12
	(参考資料) 信託財産額の分布	

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,373件（前年は34,548件）であり、対前年比約0.5%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,515件（前年は28,040件）であり、対前年比約1.9%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は4,806件（前年は4,510件）であり、対前年比約6.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,314件（前年は1,282件）であり、対前年比約2.5%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件（前年は716件）であり、対前年比約3.1%の増加となっている。

（資料1）過去5年における申立件数の推移



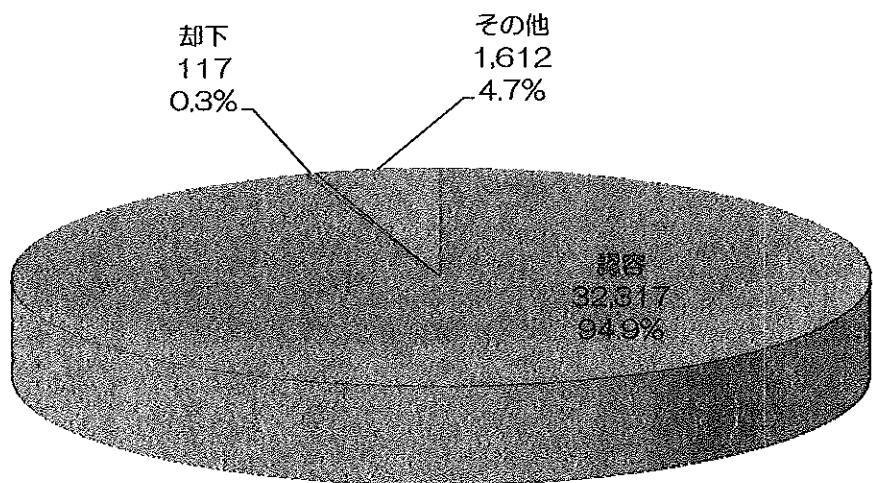
（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,046件のうち、認容で終局したもの
は約94.9%（前年は約94.6%）である。

（資料2） 終局区別件数

既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
34,046	26,029	60	1,172	4,447	26	245	1,237	11	92	604	20	103



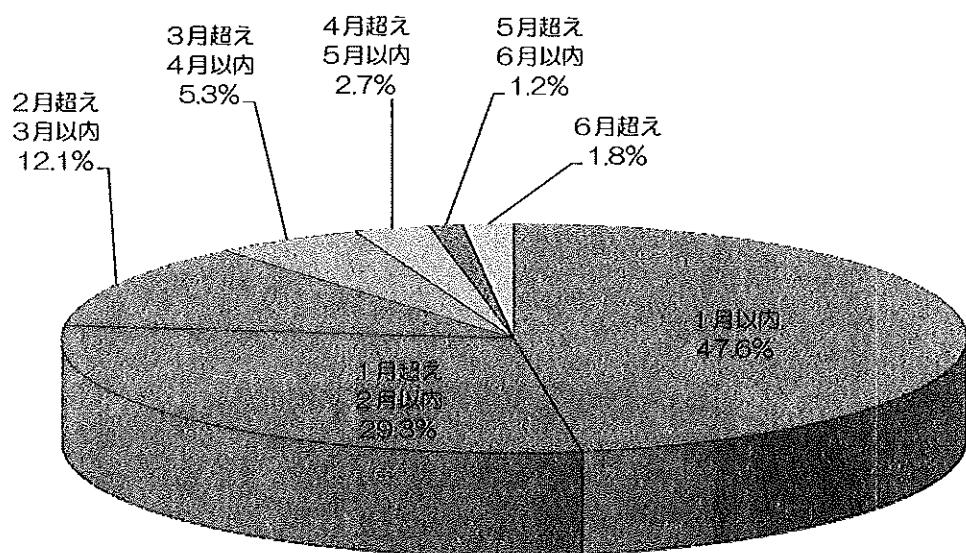
（注1） 平成26年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,046件のうち、2か月以内に終局したもののが全体の約76.9%（前年は約77.8%）、4か月以内に終局したものが全体の約94.3%（前年は約94.8%）であり、前年と比べて、審理期間は若干長期化した。

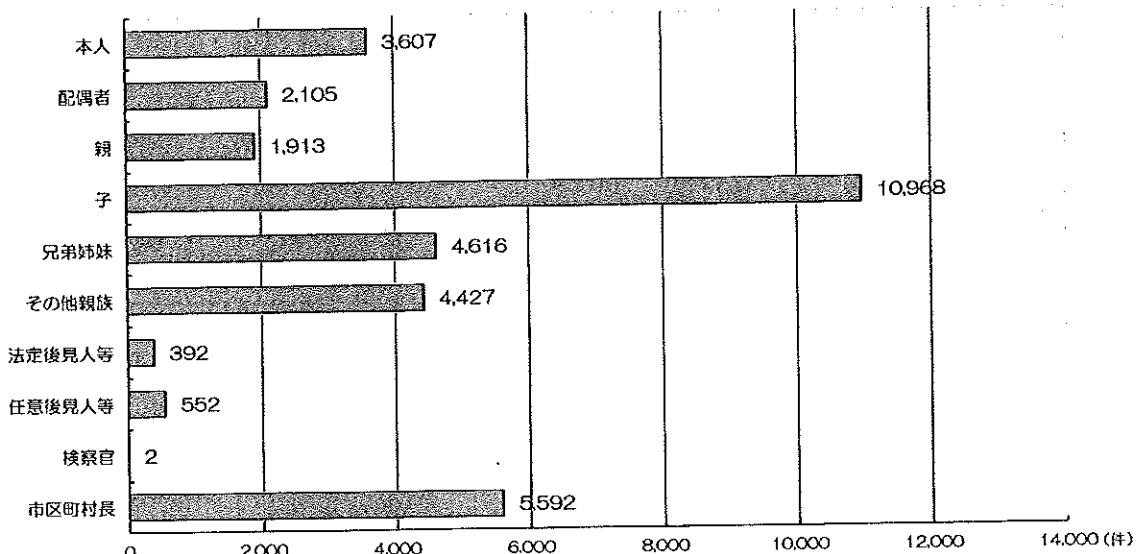
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4, 5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約32.1%を占め、次いで市区町村長（約16.4%）、本人の兄弟姉妹（約13.5%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは5,592件で、前年の5,046件（全体の約14.7%）に比べ、対前年比約10.8%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,174件）を母数としている。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）

管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
東 京	5,133	894
横 浜	2,728	513
さいたま	1,526	283
千 叶	1,535	259
水 戸	464	57
宇 都 宮	303	31
前 橋	428	48
静 岡	1,022	132
甲 府	216	63
長 野	509	56
新潟	670	64
大 阪	2,680	524
京 都	1,057	150
神 戸	1,591	186
奈 良	373	27
太 津	432	61
和 歌 山	214	53
名 古 屋	1,573	233
津	383	60
岐 阜	437	43
福 井	235	33
金 沢	354	38
富 山	268	35

管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
広 島	732	106
山 口	441	69
岡 山	784	214
鳥 取	245	44
松 江	224	55
福 岡	1,307	108
佐 賀	219	39
長 崎	337	26
大 分	261	18
熊 本	560	123
鹿 児 島	353	51
宮 崎	278	74
那 須 霸	358	73
仙 台	355	84
福 島	365	87
山 形	251	84
盛 岡	256	16
秋 田	153	15
青 森	318	71
札 幌	697	75
函 館	72	5
旭 川	134	19
釧 路	228	54
高 松	294	72
徳 島	221	63
高 知	227	35
松 山	373	69
総 数	34,174	5,592

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

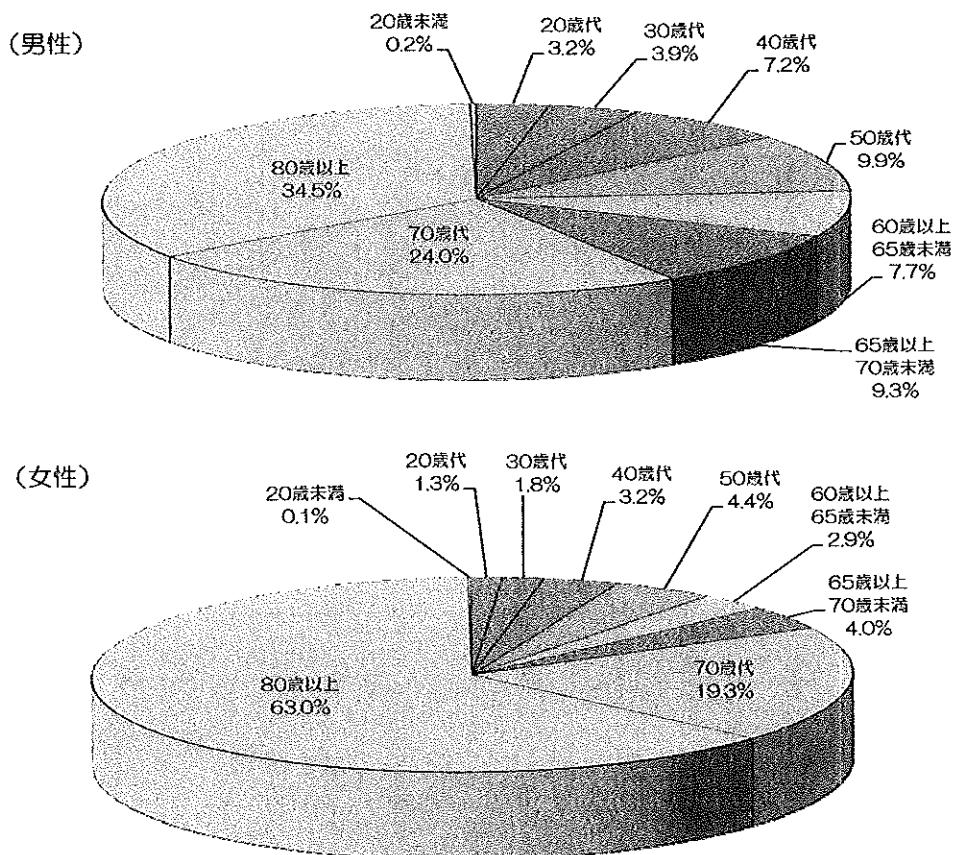
(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(34,046件)とは一致しない。

(注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

- 本人の男女別割合は、男性が約40.0%，女性が約60.0%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.5%を占め、次いで70歳代の約24.0%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.0%を占め、次いで70歳代の約19.3%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約67.8%を、女性では女性全体の約86.3%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

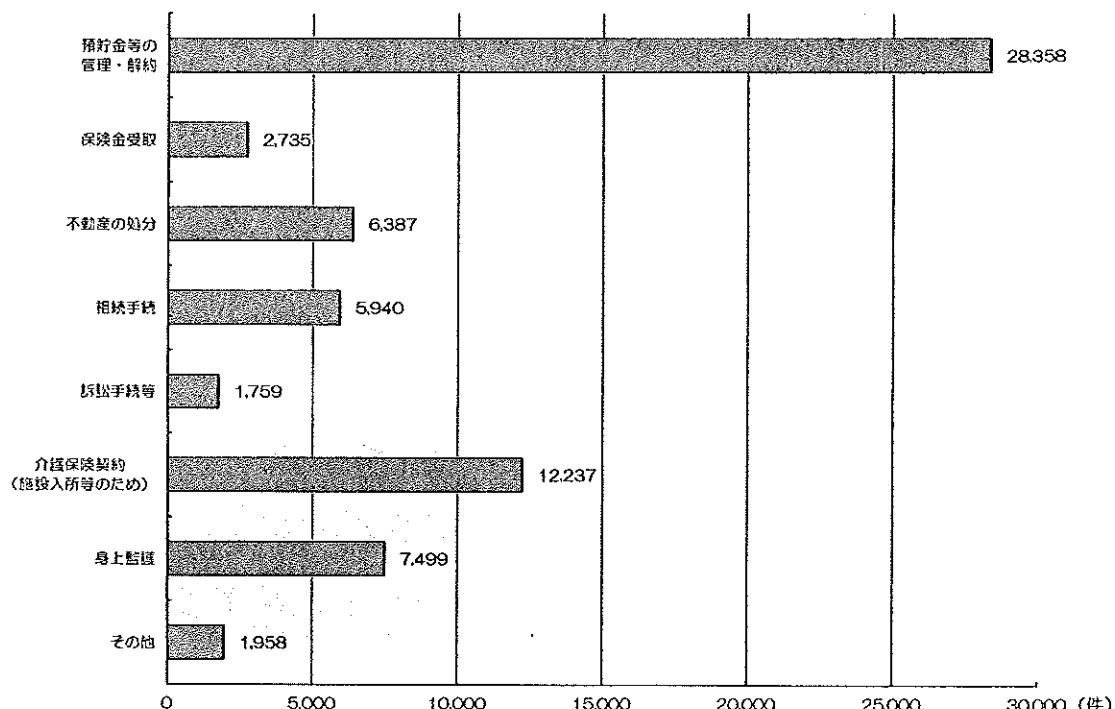


（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、
介護保険契約（施設入所等のため）となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



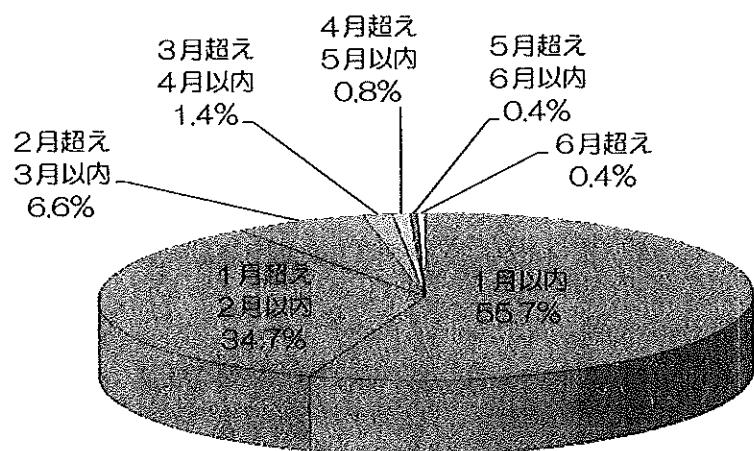
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件
総数（34,046件）とは一致しない。

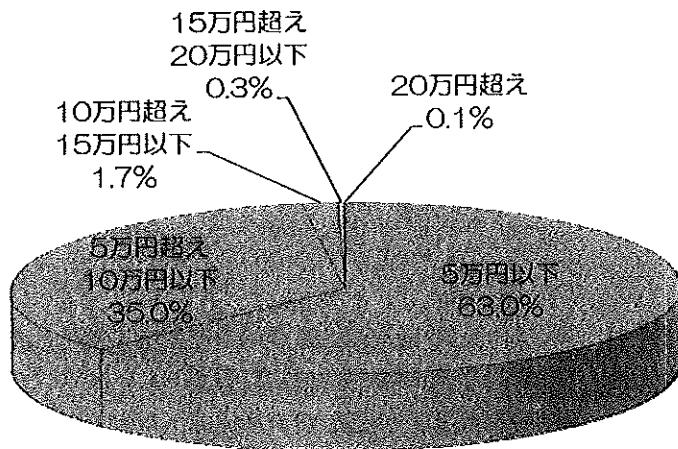
7 鑑定について（資料8, 9）

- 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.8%（前年は約10.9%）であった。
- 鑑定の期間については、1ヶ月以内のものが最も多く全体の約55.7%（前年は約56.6%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約63.0%（前年は約67.0%）を占めており、全体の約98.0%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



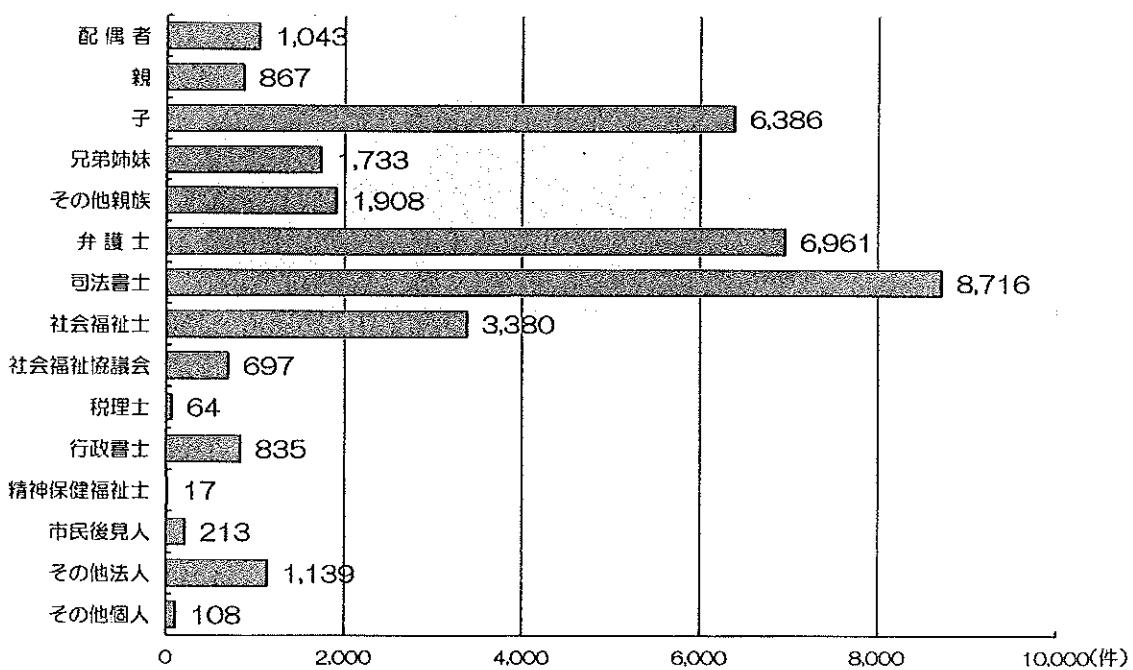
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約35.0%（前年は約42.2%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約65.0%（前年は約57.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が6,961件（前年は5,870件）で、対前年比で約18.6%の増加、司法書士が8,716件（前年は7,295件）で、対前年比で約19.5%の増加、社会福祉士が3,380件（前年は3,332件）で、対前年比で約1.4%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,067件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（31,713件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、弁護士法人355件、司法書士法人282件、税理士法人2件及び行政書士法人23件をそれぞれ含んでいる。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

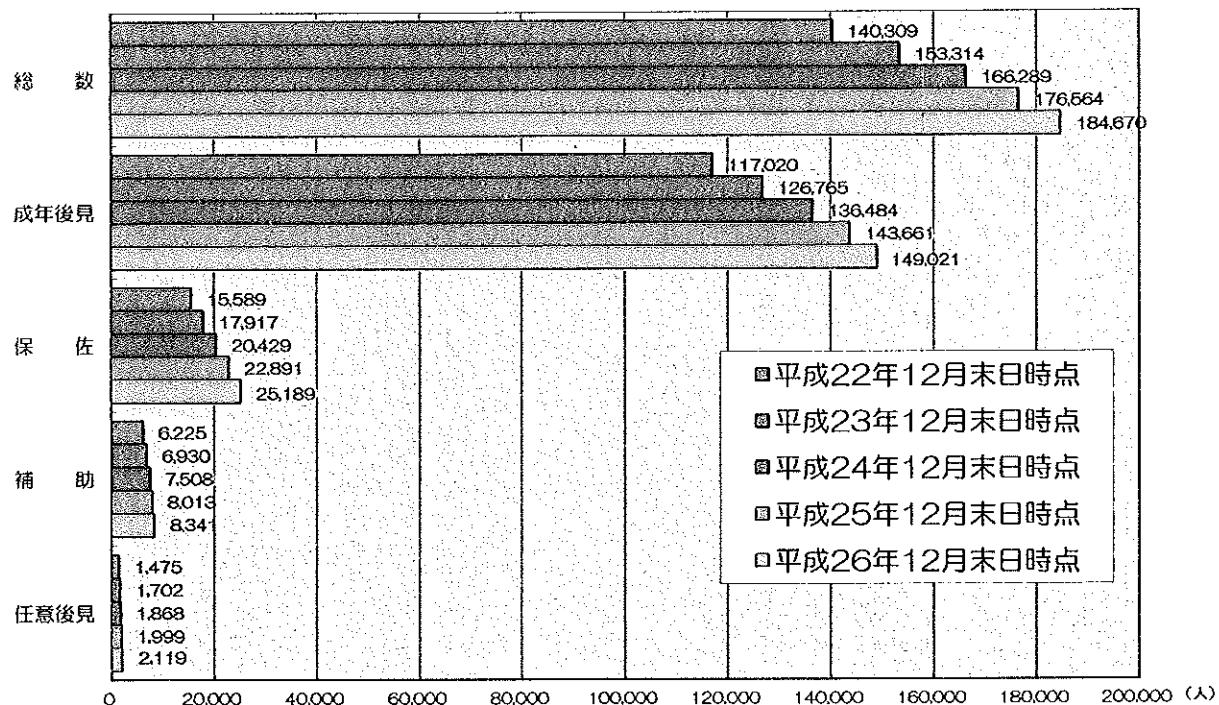
※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成26年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で184,670人（前年は176,564人）であり、対前年比約4.6%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は149,021人（前年は143,661人）であり、対前年比約3.7%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は25,189人（前年は22,891人）であり、対前年比約10.0%の増加となっている。
- 補助の利用者数は8,341人（前年は8,013人）であり、対前年比約4.1%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,119人（前年は1,999人）であり、対前年比約6.0%の増加となっている。

（資料11）成年後見制度の利用者数の推移



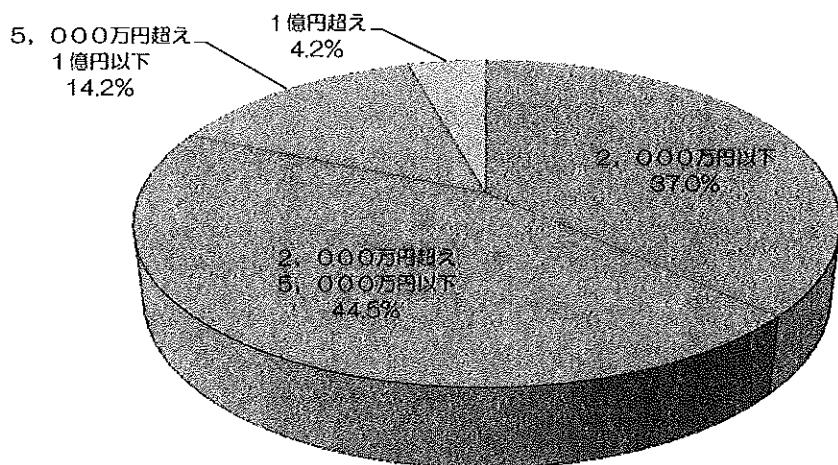
（注1） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

（注2） 成年後見制度の利用者数は、平成22年から調査を開始した。

参考 後見制度支援信託の利用状況について

- 後見制度支援信託を利用するため、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は2,754人（前年は537人）であり、信託した金額の平均額は約3,600万円である。

（参考資料）信託財産額の分布



- (注1) 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことをいう。平成24年2月1日に導入された。
- (注2) 後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見事件である。
- (注3) 平成26年1月から12月までに、信託契約が締結された事件を対象とした。
なお、後見制度支援信託導入以降の推移は以下のとおりである（過去の本資料において掲載済みの数値であるが、所要の修正を行っている。）。

対象期間	信託契約を締結した人数	信託した金額の平均額
平成24年2月から12月まで	98人	約4,300万円
平成25年1月から12月まで	537人	約3,700万円

正会員& 賛助会員

いつでも入会できます!!

何回でも当センターに無料で相談できます。

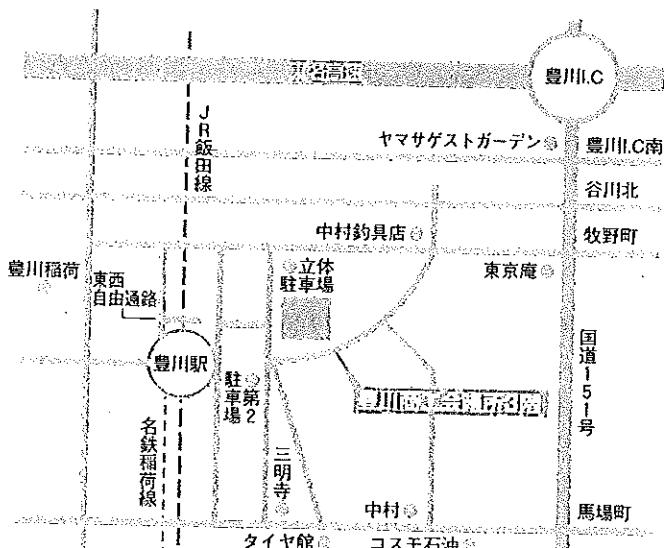
当センター主催の学習会、講演会などに無料で参加でき会報が届きます。
総会に出席し、議決に参加することができます。

個 入会金:5千円 法 入会金:なし
人 年会費:5千円 人 年会費:2万円

入会金:なし

年会費:個人3千円以上・法人1万円以上

入会ご希望の方は、いつでも当センターにご連絡ください。



*事務所においての方は隣の立体駐車場をご利用ください。

認定NPO法人

東河後見センター

7442-0033 豊川市豊川町辺通4-4/
豊川商工会議所3階

**Tel.[0533]80-2707
Fax.[0533]80-2708**

[営業日]月曜日～金曜日

[営業時間]

午前9時～午後5時30分

[休業日]土、日曜日、祝日、年末年始

*お急ぎの場合は、営業時間外、休業日にも業務を行います。